

○1番（諏訪一則議員） 1番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」について質問いたします。

平成27年8月、北海道札幌に住む17歳の女子高生が、JRの社内で顔に障害のある16歳の女性をスマートフォンのカメラで無断撮影し、「笑いとまんない 死ぬ」という言葉とともにインターネット上のSNSに投稿いたしました。揶揄するという悲しい出来事がありました。警察の調べに対し女子高生は、笑いのネタにしたかった、面白半分で載せてしまったと容疑を認め、書類送検されたということです。

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」、略称「北海道障がい者条例」は、障害のある方の権利擁護や障害のあることを理由に差別、虐待を受けることのない暮らしやすい地域づくりを目的とするものであったはずですが。「北海道障がい者条例」は、平成21年3月27日に可決成立、平成22年4月1日に施行され5年がたちましたが、この条例が理解されることなく、このような事件があったことに寂しい思いがいたします。

茨城県においても、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が平成26年3月20日に可決成立、平成27年4月1日から施行されました。昨年4月に教育委員に就任した方がわずか約8カ月後の11月18日に、総合教育会議において問題発言をしました。元教育委員の発言で、茨城県では減らしていける方向になったらいいというものです。皆さんもご存じのように、これは障害児の出産のことを言っています。障害のある方を差別するものであり、県内外の障害のある方やご家族を含め、数多くの方々に多大なる苦痛を与えたことは間違いありません。

障害者とその家族は絶えず好奇の目にさらされ、家族はかわいそう、家族、社会の負担になるという気持ちを持ちながら頑張って生活をしています。優生思想によって存在を否定される恐ろしさに脅かされて暮らしています。障害のある方に対する差別は誤解や偏見など障害のある方に対する理解が不十分であることから生じます。また、差別はそれとは気づかずに行われることも多いことを考えれば、差別をなくす取り組みはさまざまな立場の人がお互いに理解を含め、協力し合って進めていくことが重要です。

今日ノーマライゼーションが広まりつつありますが、障害のある方が地域で暮らすための環境整備や福祉サービスはまだまだ充実したとは言いきれません。いまだに障害のある方は、誤解や偏見により障害を理由に不利な扱いを受けたり、障害に対する配慮が不十分でなかったために日常生活にさまざまな場面で暮らしにくさを感じています。今般身体的、知的な、あるいは精神的な障害を抱えて暮らしている人は、人口の高齢化や社会環境の変化等によりますます増加しております。こうした中、私たちも誰もが加齢や疾病により体の機能が低下していくことを考えれば、障害のある方の暮らしやすい社会は全ての人の共通の課題であると考えます。

この条例は、行政や事業主、団体、個人などさまざまな立場の県民の皆様の理解とご協力をい

ただき、障害のある方に対する誤解や偏見を解消するとともに、日々の暮らしや社会を妨げているハード面やソフト面のバリアを解消していくことにより、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために制定されたものと私は理解しています。

それでは、まず大項目の条例について7つ質問いたします。

1点目に、この条例の概要について質問いたします。

2点目に、この条例が禁止する差別とはどのようなものを指すか伺います。

3点目に、問題が起きた際、どのような解決をするのか、その仕組みについて伺います。

4点目に、この条例がどこまで常陸太田市民に浸透しているとお考えか伺います。

5点目に、市民の理解、啓発を含めた具体的な取り組みが期待されますが、この条例が平成27年4月1日施行後、市民に対する啓発活動はどのように取り組んできたか、今後の課題についてどうお考えなのかお伺いいたします。

6点目に、この条例が制定されたことの意味について、常陸太田としてどのようなお考えがあるか、率直かつ具体的にわかりやすくお伺いいたします。

7点目に、市職員に対する研修にこの条例を取り上げているか、また、取り上げることを考えているか伺います。例えば車いすに乗って実際に身体の不自由な方の苦労を体験してみるということも含めて、障害を持つということがどういうことであるのか、そのことについてどういう差別が生じてくるかということを経験として持っていないと、なかなかこれが実際の問題につながっていかないと思いますが、少しずつでも考えてみてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

次に大項目2、小中学校における障害のある方に対する理解の取り組みについて、2つ質問させていただきます。

今日スマートフォンは、人によっては小学生、中学生でさえも持っている時代です。インターネット上のSNSに投稿するということが、いとも簡単にできてしまいます。札幌のような事件が起きないように、障害のある方に対する差別、誤解、偏見をなくすなど、障害のある方に対する理解についての取り組みは、小中学校の現場ではどのように行われ、どのような内容で行われているのか伺います。

2つ目は、障害福祉に関する授業等の取り組みについて、現在の状況とこれから求められるものについても伺います。

答弁のほどよろしくお願ひいたします。以上で第1回目の質問を終わりにします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」についての7点のご質問に順次お答えをいたします。

まず、1点目の条例の概要についてのご質問ですが、本条例は、障害のある人が差別を感じ暮らしにくさを訴えていること、あるいは「障害者差別解消法」が成立し、平成28年4月から施行になり、国や地方自治体が相談及び紛争の防止等のために体制整備を行うこととしていることなどを背景といたしまして、障害及び障害のある人に対する県民の理解を深めること、そして障

害のある人も等しく基本的人権が重んじられ、同等に権利を有し、社会のさまざまな分野に参加できる、あるいは障害のある人とない人がともに学び合い協力していくといった差別を解消するための基本理念を定めることを目的といたしまして、平成27年4月1日から施行されたものでございます。障害の有無にかかわらず誰もが個人の尊厳と権利が尊重され、住みなれた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことができる社会を実現するために、県の責務や県民及び事業者の役割、さらには相談及び紛争防止のための仕組みなどの考え方が明確化され、条文の中に盛り込まれております。

2点目の条例が禁止する差別につきましては、障害を理由として不当な取り扱いによる権利、利益の侵害をすること、そして社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしないことを指しているものと認識いたしております。

3点目の問題が起きた際の解決の仕組みについてでございますが、県が障害者差別相談窓口を設置して、差別に関する相談があった際には、事実の調査、解決に向けた助言、あっせんを行うこととなります。また、相談対象の関係者が助言、あっせん等に従わない場合は勧告を行い、さらに勧告に従わないときには公表することとされております。

4点目のどこまで市民に浸透していると考えているかにつきましては、県が作成いたしました条例についてのパンフレット等を庁舎内に配置、掲出したり、また、市内関係機関に配布するといったことにより周知を行ってまいりましたが、施行後1年目ということもございまして、まだまだ十分周知が図られた状況にはございませんので、今後も引き続き県と連携を図りながら広報、周知に努めてまいりたいと考えております。

5点目の条例施行後の市民に対する啓発活動と今後の課題でございますが、条例の周知、啓発につきましては前段でご答弁申し上げましたとおりでございますが、条例に示されております差別のない社会の実現につきましては、そもそもノーマライゼーションを具現化する取り組みといたしまして、社会福祉、とりわけ障害者施策の推進などを通してその実現に努めてきたところでございまして、その考え方は本市における障害者福祉計画や障害福祉計画の中でも脈々と貫かれている考え方でございます。

平成27年4月の施行に向けて県議会を中心に進められたこの間の条例化の動きにつきましては、「障害者差別解消法」施行を翌年に控えまして、全県民挙げて差別解消の取り組みを強化しようとするものでございますので、県や福祉関係者、関係機関等と連携を図りながら、条例及び条例で示された基本理念の実現を目指してさらに周知啓発に努めてまいります。

6点目のこの条例が制定された意味でございますが、障害者への差別解消に向けた相談窓口の設置や助言、あっせんなど相談や紛争防止のための具体的な仕組みや対応策が定められたことにより、差別解消に取り組むための環境づくりが大きく進むものと考えており、大変意義深いものと認識をいたしております。今後とも共生社会の実現を基本理念とした障害者計画・障害福祉計画に基づく各種障害福祉施策の推進、さらには窓口等におけるきめ細かな相談、支援の徹底等の取り組みを通しまして共生社会の実現を目指してまいります。

7点目の市職員研修への条例の活用についてでございますが、障害者に対する職員の対応要領

を平成28年度の早期に策定する予定でございますが、策定に合わせて研修等の取り組みなどを行ってまいりたいと考えているところでございますので、その際には条例の活用についてもあわせて行ってまいりたいと存じます。

○深谷秀峰議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 障害のある方に対する理解を深めることの方針についてお答えをいたします。

小中学校において児童生徒が障害のある方に対して理解を深めるためには、集団活動の中で他を尊重し助け合うといった人権教育の充実が大切であると考えております。人権教育の課題の1つに、障害のある人の自立と社会参加を進めることが挙げられており、障害のある方が障害のない人と同じように生活し、活動できる社会をつくることが求められており、この課題についての理解を深めることが必要であります。そのため本市では、従前より心の教育を基盤とした学校教育を推進し、何よりも相手を思いやり、偏見や差別をなくす人権を尊重した学校づくりや学級づくりに取り組み、道徳や学級内の人間関係の醸成に力を入れた教育に努めているところであります。また、障害のある児童生徒の介助に当たる特別支援教育支援員を配置するとともに、子どもたちを指導する教職員の人権意識、人権感覚の高揚を図るための研修会等も継続的に実施し、障害のある児童生徒の理解とその支援に努めてきております。

続いて、障害者福祉に関する授業等の取り組みの現状とこれから求められることについてお答えいたします。

障害者福祉に関する授業等の取り組みの現状としましては、各小中学校で総合的な学習の時間を中心に、福祉体験学習として車いす体験、アイマスク体験、点字や手話などや地域の福祉施設との交流活動を実施しているところでございます。また、特別支援学校との交流会を実施してさまざまな立場の人々がいることを知り、お互いに思いやりの心を持って助け合って生きていくことの大切さを考えたり、相手の気持ちを考え、ともに生きていこうとする態度の育成に取り組んでおります。

そして平成20年に、本市の中学生が心を1つにして策定した常陸太田市子ども人権スローガンである「「やさしさ」と「ありがとう」でつくる笑顔の輪～大切なものは近くにある～」の精神をずっと大事にして、各学校では人権の木や思いやりの木などの人権に配慮した校内環境や言語環境の整備、人権集会や人権フォーラムの実施のほか、標語や書写、作文等を通じた人権意識を高める、そして学級内の人間関係を醸成する取り組みを行っております。

今後の取り組みといたしましては、従前より各学校が取り組んでいる福祉教育や人権教育において、障害及び障害のある人に対する理解と差別をなくすための取り組みになるよう「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」の趣旨を踏まえながら、体験活動や交流活動等を含め、各学校の心の教育に関する全体計画の見直しを図り、取り組みの一層の充実を図るよう指導してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 諏訪議員。

〔1番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○1番（諏訪一則議員） 各項目のご答弁ありがとうございました。それでは2回目の発言をさせていただきます。

1点目の質問の条例の概要を改めて2点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、条例の定義第2条の合理的配慮とは何か、市としての考えを伺います。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 合理的配慮についてでございますが、合理的配慮とは、社会通念上、その実施に伴う負担が過度になるものを除きまして、障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活、または社会生活を営むために障害のある人の求め、またはその家族等の求めに応じ、必要かつ適切な現状の変更または調整を行うことであると認識をしております。

例えば、視覚障害のある方に対しましては手や体の一部を支えて案内をすること、聴覚障害のある方に対しましては筆談や手話で対応する、あるいは、車いすの方に対しましてはドアを開けて差し上げる、また階上階下、いわゆる2階3階に上がったりおりたりする際にはエレベーターまで案内するといったことなど、こういう配慮を指すものと理解をいたしております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 諏訪議員。

○1番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

それでは2点目の質問をいたします。条例の区市町村との連携、第6条では市町村の役割として、市町村職員が適切に対応するために必要な要領の策定、障害を理由とする差別に関する紛争の防止、または解決を図ることができる体制の整備及び市民の啓発を行なうことを定めています。そして啓発活動、第8条では行政が市民の啓発や調査に責任を持つようになど自治体にも一定の差別解消の責務があることが明示されてもいます。市が果たすべき役割をどのように捉えているのかお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 市が果たすべき役割ということでご答弁させていただきます。

条例の理念、目的であります障害に関する障壁を取り除き、誰もが住みなれた地域の中で社会の一員としてともに夢や幸せを追求しながら安心して楽しく暮らすことができる社会の実現を目指して、県と連携を深めながら周知啓発等各種の施策を有機的に実施していくことであると考えております。

具体的には、広報紙やチラシ、ポスターを利用した継続的な周知活動や障害者の日、障害者週間、障害者雇用支援月間などの市民が障害者問題に関心を持ちやすい時期を利用した市民意識の醸成、また、文化やスポーツを通じた障害のある人と障害のない人の交流機会の提供、さらには学校における福祉教育の充実、人権保護思想のさらなる普及、企業や市職員等に対する理解促進などであると認識しております。これらの活動につきましては、県や関係機関と情報交換を密にし、連携を深めながら積極的に実施してまいりたいと考えております。

なお、今年4月になりますと、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県

づくり条例」と密接な関係にございます「障害者差別解消法」が施行になります。この法律については、今年2月25日発行の「広報ひたちおおた」でお知らせさせていただいたところがございますけれども、また新年度早々「広報ひたちおおた」などでも法の内容をより詳しく紹介し、市民の皆様にも周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○深谷秀峰議長 諏訪議員。

○1番（諏訪一則議員） ありがとうございます。

項目1の2から項目1の7については理解いたしました。障害を理由とする差別について、あらかじめ一律に定めるといろいろな事例が出てきて困難なことがあります。個別の事案に応じて個別に具体的に判断することが必要かと思えます。よって対応要領の作成に当たっては、分野別の特性に応じてきめ細かな具体例や合理的な配慮として考えられる事例を先駆者である千葉県で行われた事例調査などを参考に想定することも重要ではないかと思えます。また、今後の社会情勢の変化も鑑み、柔軟に見直しや内容の充実を図り、障害福祉担当以外であっても趣旨の周知を図るべきと私は考えております。

項目2については理解いたしました。今後とも小中学校における障害のある方に対する理解の取り組みのさらなる充実を図っていただくことをご期待申し上げます。

私、諏訪一則の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。